

熊本市男女共同参画年次報告書

(平成21年度事業実績)

熊本市

目次

I 熊本市男女共同参画基本計画の概要

| | | |
|--------------|-------|---|
| 1. 基本的な考え方 | | 1 |
| 2. 計画の体系 | | 2 |
| 3. 計画の推進に向けて | | 3 |

II 具体的施策の実施状況〈平成21年度分〉

| | | |
|---------------------------|-------|----|
| 1 児童・生徒の自立の意識を育む教育・学習の充実 | | 4 |
| 2 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実 | | 7 |
| 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進 | | 9 |
| 4 女性の起業・就業支援 | | 12 |
| 5 女性のキャリアアップ支援 | | 15 |
| 6 多様な働き方への理解を促す情報の提供 | | 17 |
| 7 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進 | | 18 |
| 8 子育てに関する支援 | | 20 |
| 9 介護に関する支援 | | 23 |
| 10 家庭生活など仕事以外の生活への男性の参画支援 | | 27 |
| 11 地域における男女共同参画の推進 | | 29 |
| 12 男女共同参画センターはあもにいの機能充実 | | 33 |
| 13 暴力（DV・セクハラ等）を許さない意識づくり | | 35 |
| 14 DV相談体制の強化と被害者の自立支援 | | 38 |
| 15 生涯を通じ健康であるための支援 | | 43 |

I 熊本市男女共同参画基本計画の概要

1. 基本的な考え方

1 策定の趣旨

1999年（平成11年）に施行された「男女共同参画社会基本法」では、国際社会と連動した男女平等の実現に向けた取り組みとともに、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、そのための施策の推進が重要としています。

本格的な人口減少社会を迎えるなど大きな時代の転換期にある中、本市における男女共同参画の推進は、市民一人ひとりの多様な力が活かされ、男女ともに暮らしやすい社会、豊かで活力ある社会を築くための基本となるものです。そこで男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するために、2009年（平成21年）4月に施行された「熊本市男女共同参画推進条例」に基づき、「熊本市男女共同参画基本計画（以下「計画」という。）」を策定するものです。

【基本理念】

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女の社会活動への共同参画
- (3) 家庭生活における活動と他の活動への配慮

【目指す将来像】

男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち

男女が、一人の人間として互いに人権を尊重し、ともに平等に社会参画する機会が確保され、様々な分野でその個性と能力を十分発揮できる、豊かで活力ある社会を目指します。

2 計画の期間

平成30年度までとします。但し、具体的施策1～15は、平成25年度に見直します。

2. 計画の体系

| 目 標 | 施策の方向性 | 具体的施策 |
|---------------------------|---|--|
| 男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち | 1 やる気のある社会 男女がともに自分の能力を発揮できる環境づくりを進めます | 1 児童・生徒の自立の意識を育む教育・学習の充実 2 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進 4 女性の起業・就業支援 5 女性のキャリアアップ支援 |
| | 2 やすらぎのある社会 男女がともに自分らしいバランスで 仕事・家庭・地域に関わることができる環境づくりを進めます | 6 多様な働き方への理解を促す情報の提供 7 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進 8 子育てに関する支援 9 介護に関する支援 10 家庭生活など仕事以外の生活への男性の参画支援 |
| | 3 やりがいのある社会 個々の意見や能力が反映される地域社会を目指し、男女の地域への参画を進めます | 11 地域における男女共同参画の推進 12 男女共同参画センターはあもにいの機能充実 |
| | 4 やさしさのある社会 暴力（DV・セクハラ等）の根絶を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを支援します | 13 暴力（DV・セクハラ等）を許さない意識づくり 14 DV相談体制の強化と被害者の自立支援 15 生涯を通じ健康であるための支援 |

3. 計画の推進に向けて

1 様々な主体との連携

計画を実効性あるものとするために、市民、事業者、地域団体やNPO等の各種団体、学校、国・県等関係機関など、多様な主体と連携・協働することに努め、理解の層を広げます。

2 推進体制の整備

計画に盛り込まれている施策・取組みを総合的かつ計画的に推進するために体制を整備し適切な進行管理に努めます。

① 熊本市男女共同参画庁内推進会議の開催

関係部課長で構成され、男女共同参画の推進に関する施策の検討及び推進、連絡調整などを行います。

② くまもと市男女共同参画会議の開催

市長の附属機関として男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議します。また、市民及び事業者が、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について意見を申し出たとき又はその申し出により市が措置を講じたときは報告を受けます。

③ 施策の実施状況の報告・公表

市は、毎年男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表します。

Ⅱ 具体的施策の実施状況＜平成21年度分＞

施策の方向性1 ～ やる気の出る社会 ～

男女がともに自分の能力を発揮できる環境づくりを進めます

| 成果指標 | 基準値 (H20) | 目標値 (H25) |
|------------------|-----------|-----------|
| 市の審議会における女性委員の割合 | 31.7% | 40% |

| 具体的施策1 児童・生徒の自立の意識を育む教育・学習の充実 | |
|---|---|
| ① 学校における男女平等に関する学習の実施と教職員に対する女性の人権等に関する人権教育研修の実施 | |
| 平成21年度実績 | 担当課 |
| | 教育委員会 人権教育指導室 |
| | <p>■ 各学校における、児童生徒が発達段階に応じ、人権の尊重や男女の相互の理解・協力など人としてのあり方を身につけ、男女共同参画社会の担い手となる資質や能力の基礎を培う「男女平等」「女性の人権」に関する人権学習の実施 「男女平等」「女性の人権」についての人権学習の実施 ・平成21年度実施 小学校（81校中、55校実施） 中学校（38校中、10校実施） 高校（2校中、2校実施）</p> <p>■ セクシャルハラスメントの防止のために、教職員研修を充実させ、人権が守られ、安心して自己の能力を発揮できる学校環境をつくるための人権教育研修会の開催 ①人権教育セミナー(対象：管理職・人権教育主任以外の教職員) 「スクール・セクシャルハラスメントの防止に向けて」 (平成21年度 226人参加) ②教育委員会事務局職員等人権啓発研修会 「スクール・セクシャルハラスメントを防止するために、私たちができること」 (平成21年度 107人参加) ③「男女平等」「女性の人権」に関する校内研修会 (平成21年度実施 小学校 15校、中学校 5校)</p> |
| 現状課題及び事業の方向性 | |
| ・教職員の様々な人権課題の認識を高める必要があるが、「男女平等」「女性の人権」に関する校内での研修を毎年実施していく時間の確保は難しい。様々な人権課題の研修を計画的に実施するように指導すると共に、教育委員会主催研修の充実に努めていく。 | |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 具体的施策1 児童・生徒の自立の意識を育む教育・学習の充実 | |
| ② 社会人・職業人として自立するためのキャリア教育の実施 | |
| | 教育委員会 |
| | 指導課 |
| 平成21年度実績 | <p>キャリア教育は、「児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育」である。将来、社会的自立・職業的自立を図るために、児童生徒の発達段階に応じて職場見学や職場体験、学級の係活動や学校の児童会・生徒会の活動などに取り組んでいる。また、全教育活動において、キャリア教育で育成をめざす4つの能力（人間関係形成能力・情報活用能力・将来設計能力・意思決定能力）を意識した授業づくりにも取り組んでいる。</p> <p>■ キャリア教育担当者会 7月にキャリア教育担当者を対象にした研修会を開催した。平成21年度は、「キャリア教育の理解と実践に向けて」をテーマに、キャリア教育の意義や育てたい力について再確認したあと、キャリア教育を推進している学校の実践発表を聞く場を設け、キャリア教育担当者の役割等について共通理解を図った。 さらに、各学校で作成しているキャリア教育全体計画、学年ごとの指導計画、学習プログラム等の資料をもとにグループ討議をしながら意見交換を行い、各学校の実践に生かせるようにした。</p> <p>■ 研究発表会の開催 平成21・22年度にわたり、熊本市教育委員会の指定により、古町小学校において「キャリア教育」の研究実践を行っている。特別活動を中心にしながら、子ども一人ひとりのキャリア能力を高めることをねらいとして、授業実践及び日常活動に取り組んでいる。</p> <p>■ ナイストライ事業 「ナイストライ事業」は、子どもの勤労観・職業観や感謝する心などの豊かな心を育み、主体的・実践的な態度を培い、子どもたちの“生きる力”を育成することをねらいとしている。全中学校の2年生が、地域の様々な事業所や施設などで、職場体験に取り組んでいる。</p> <p>【平成21年度の実績】</p> <p>(1) 実施生徒数 中学校37校・2年生6,065人 ※1校が、インフルエンザに伴う学年閉鎖のため中止 (2) 実施期間 3日間29校 4日間8校 (3) 事業所数 延べ1,871事業所 (4) 指導ボランティア数 延べ2,118人 (5) 事業所種別 販売／幼稚園・保育園／飲食店／公共施設等</p> |
| 現状課題及び事業の方向性 | <p>・新学習指導要領実施に向け、各学校において作成しているキャリア教育に関する全体計画や年間計画等の見直しを行うとともに、学校の実態に応じて育てたいキャリア能力を明確にした実践ができるようにしていく。</p> <p>・研究指定校の研究実践を他の学校にも広めていけるような手立てを大事にしていく。</p> <p>・ナイストライ事業への取り組み後、全校共通に行った生徒向けのアンケート結果によると、「充実していた」と答えた生徒が97.8%、「働くことの厳しさ、大切さを感じた」と答えた生徒が98.4%と答えていることからみても、本事業が生徒の職業観・勤労観を育てる体験学習の場として成果が上がっていることがわかる。家庭や地域にも様々な形での協力が得られているので、今後連携の在り方等を検討しながら、より充実した事業となるようにしていきたい。</p> |

| | | | |
|---------------|--------------|---|--|
| 具体的施策1 | | 児童・生徒の自立の意識を育む教育・学習の充実 | |
| | | ③ 男女の協力、家族としての役割、家庭の重要性を教える家庭科教育の実施 | |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 教育委員会 | |
| | | 指導課 | |
| | 実施概要 | <p>熊本市の全ての小学校(81校)家庭科と全ての中学校(38校)の技術・家庭科(家庭分野)の授業で男女ともに家庭科教育を実施している。</p> <p>■小学校家庭科においては、5、6年生が、2年間で家族としての役割、家族・家庭の重要性や男女の協力などについて学習している。</p> <p>■中学校の技術・家庭科の家庭分野において、中学校の3年間で家族・家庭の重要性や男女の協力などに関連した内容の授業を実施している。</p> | |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <p>・新学習指導要領になり、小中の学習の連携が図られるとともに自己と家庭、家庭と社会のつながりを重視し、生涯の見通しを持つように基本方針が改善され、家庭科の目標も家庭生活を大切にすることをはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てることになった。</p> | |

| 具体的施策2 | | 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実 | |
|--------------|------|--|--|
| | | ① 社会の各分野への男女共同参画に関する出前講座の実施 | ② 啓発紙やビデオなどによる男女共同参画に関する情報の提供 |
| | | 市民生活局 男女共生推進課 | 市民生活局 男女共生推進課 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | | |
| | 実施概要 | <p>■地域や学校、職場等へ講師を派遣し、男女共同参画への理解を深めるための学習機会を提供するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催講座数 20講座 ・受講者数 1,513人 ・テーマ 男女共同参画、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、子育て、コミュニケーションほか | <p>■情報紙「はあもにい」の発行（各5000部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・59号（7月発行）特集：熊本市男女共同参画参画推進条例施行 ・60号（10月発行）特集：DVのない社会をめざして ・61号（1月発行）特集：乳がん検診・子宮頸がん検診 <p>配布先：男女共同参画センターはあもにい、総合支所、市民センター、保健福祉センター、企業等</p> <p>■啓発ビデオの貸出し 8件13巻</p> |
| 現状課題及び事業の方向性 | | <p>・講座利用実績は順調に推移しており、今後も市民ニーズを捉えた身近なテーマに取り組む。また、若者や男性にとっての男女共同参画についても理解の裾野を広げていきたい。</p> | <p>・「わかりにくい」、「興味がない」等の意見、「男女共同参画は働く女性のためのもの」、「男らしさ・女らしさを否定するもの」等の混乱も見られるため、男女共同参画社会の実現を目指すことは性別や世代を超えた課題であることを踏まえた、わかりやすかつ効果的な情報発信に努めることが必要。</p> |

| 具体的施策2 | | 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実 | |
|----------|--------------|---|---|
| | | ③ 男女共同参画センターはあもにい(旧総合女性センター)における「エンパワーメント講座」「男のライフセミナー」などの男女共同参画啓発セミナーの開催 | ④ 家庭が果たすべき役割に関する家庭教育学級の開催 |
| | | 市民生活局 | 市民生活局 |
| | | 男女共同参画センターはあもにい | まちづくり交流室 |
| 平成21年度実績 | 実施概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間事業講演会「性差を超えて未来を作るアメリカの人々」170人 ・女性のエンパワーメント講座「働く女性へ送るエール～ワシントンDCで働いた経験を活かして～」35人 ・女性のエンパワーメント&キャリアアップセミナー「自分磨きでもっと女性が輝くための講座」(5回コースのうち2回が該当)31人のべ33人 ・男女共同参画基本講座「安心の子育て、介護、男女共同参画講座～先進国スウェーデンに学ぶ～」15人 ・男のライフセミナー「おしゃれでイイ男宣言」17人 ・子育て親育ちセミナー「子どもを伸ばす上手なコミュニケーション」19人 ・「DVのない社会をめざして～被害者支援と加害者プログラム～」(委託事業)61人 ・「日米比較!子育てパパたちのパネルディスカッション」(委託事業)80人 ・男女共同参画推進リーダー講座「広げたい熊本の人々のパワーを未来へ」34人 <p>*市民企画事業、共催事業については【12-④】に記載</p> | <p>■学級開設の趣旨</p> <p>家庭教育学級の重要性にかんがみ、保護者等の家庭教育に関する学習機会を拡充し、子どもの健全育成に役立てる。</p> <p>また、幼稚園・保育園・小中学校等の専門的な職員や地域にあって優れた経験や能力をもつ方への協力を得て、家庭の教育機能等について保護者の主体的な学習を支援する。</p> <p>さらに、保護者が気軽に集い、自主的に交流と仲間作りが行われるよう学校及び幼稚園・保育園を単位として開設している。</p> <p>■主な学習内容</p> <p>家庭のあり方に関する学習(子育てと仕事の両立等)、子どもの心身の発達に関する学習(思春期の子育て等)、健全な生活に関する学習(食育とより良い食生活等)、親子ふれあい活動(親子陶芸教室等)、人権に関する学習(講義:子どもの心を育てる等)、環境問題に関する学習(廃油を使った石鹸づくり等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級数:91学級(保育園1、幼稚園1、小学校78、中学校11) ・学級生数:2,527人 |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・時機に応じた、身近な課題を取り上げるなどして市民ニーズを捉えながら参加者の拡大を図っていく。若者や男性にとっての男女共同参画についての理解の裾野を広げていく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学校がPTA組織に組み込まれていないのが現状で、企画運営をされる代表者が決まるのに苦労している。また、学級生の数も各学校で格差がある。 ・事業の方向性としては、より多くの保護者が家庭教育学級に参加できるよう魅力ある講座(講師)を発掘し、提供できるように努めていく。 ・幼稚園・保育園の家庭教育学級を増やしていく努力も必要だと考える。 |

| 具体的施策3 | | 政策・方針決定過程への女性の参画促進 | |
|--------|----------------------|---|--|
| | | ① 「審議会等の設置等に関する指針」に基づく、市の審議会等における女性の登用促進 | |
| | 担当課 | 市民生活局 男女共生推進課 | 総務局 行政経営課 |
| | 実施概要 | <p>■審議会等に関する調査（行政経営課が実施）で女性委員の登用率を把握、庁議や庁内推進会議、あるいは庁内電子掲示板を利用し登用促進を働きかけた。さらに21年度は、各審議会等委員の改選時期を捉えた働きかけを行なった。</p> <p>併せて女性人材リスト【3-④参照】を整備し、審議会等へ女性の人材情報の提供を行った。</p> <p>・市の審議会等における女性の登用率 30.6%（H21年4月1日現在）</p> | <p>■新たに審議会等を設置、または委員を改選する審議会等について、その所管課等に対し、可能な限り女性委員の登用を図るように周知を行った。</p> |
| | 現状課題 及び 事業の方向性 | <p>・平成25年度目標値の登用率40%を目指し、委員の改選時期など機会を捉えた働きかけを行なうとともに、女性人材の新たな掘り起こしや情報収集にも努める。</p> | <p>・「審議会等の設置等に関する指針」に基づき、市の審議会等における女性の登用促進を図っているところであるが、女性人材リストの活用等、可能な限り女性の登用を図るよう周知していく。</p> |

| 具体的施策3 | | 政策・方針決定過程への女性の参画促進 | |
|--------------|------|---|---|
| | | ② 「男女共同参画社会実現に向けた企業実態調査」などの機会を捉えた、事業所における女性の登用促進 | ③ 学校における女性校長・教頭等の登用促進のための環境整備 |
| | | 市民生活局 | 教育委員会 |
| | | 男女共生推進課 | 教職員課 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | | |
| | 実施概要 | <p>■毎年実施している「男女共同参画社会実現に向けた企業実態調査」（従業員5人以上の市内企業対象：1,271社）の中で、男女従業員の就業、女性管理職の登用状況、育児・介護の支援制度等の利用状況などを把握した。</p> <p>調査票には、男女共同参画に関する用語の説明やポジティブ・アクションの取組み例を紹介、また送付の際には啓発資料を同封するなど、啓発の機会としても活用した。</p> | <p>■教育現場での管理職である校長・教頭の登用促進のため環境整備を行い、積極的に登用を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職への女性登用について任命権者である県教育委員会へ要望積極的に任命権者である県教育委員会へ女性管理職の登用を要望する。 ・管理職選考考査の女性受考者の増加 学校現場の負担軽減を進め、管理職の総労働時間を縮減することにより、管理職選考考査の女性受考者を増やす。 ・教務主任、学年主任、研究主任等への女性教員の登用 管理職になるにあたってのキャリアアップ並びにリーダーとしての能力を養成するため女性教員を教務主任、学年主任、研究主任等へ登用する。 |
| 現状課題及び事業の方向性 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「家族経営のため回答できない」などの理由で、回収率が27.4%と低いことが課題となっている。 ・事業所側のニーズや実態を把握できるような設問の工夫や事業所規模での分析など改善を図ることが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・課題として、女性教員の管理職選考考査の受考者数が増えないことがあげられる。 ・事業の方向性としては、小・中学校における女性管理職の積極的な登用は、本市の重要な課題の一つと捉えており、今後においても積極的な登用が図れるよう努めていく。 |

| 具体的施策3 | | 政策・方針決定過程への女性の参画促進 | |
|----------|--------------|---|---|
| | | ④ 様々な分野で活躍している女性の情報を掲載している「女性人材リスト」の充実と活用 | ⑤ 女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 市民生活局 男女共生推進課 | 市民生活局 男女共同参画センターはあもにい |
| | 実施概要 | <p>■女性の人材リストを整備し、本市の審議会等委員やセミナーの講師等の人材の推薦や情報提供に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者数 155人(21年度12月1日現在) 21年度新規 7人 | <p>■女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のエンパワーメント講座「働く女性へ送るエール～ワシントンDCで働いた経験を活かして～」35人 ・女性のエンパワーメント&キャリアアップセミナー「自分磨きでもっと女性が輝くための講座」(5回コースのうち2回)31人のべ33人 <p>【2-③参照】</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門職等女性の登用が少ない分野も含めて、人材の新たな掘り起こしや情報収集に努める必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性自身の主体的な参画を促すとともに、女性の参画の社会的な意義への理解を深めるよう工夫する。 |

| 具体的施策4 女性の起業・就業支援 | | |
|---|--------------|---|
| ① 「資格取得講座」「再就職支援セミナー」など、就労に結びつく学習機会、相談の実施 | | |
| 平成21年度実績 | 担当課 | <p>市民生活局</p> <p>経済振興局</p> <p>男女共同参画センターはあもにい</p> <p>商業労政課</p> |
| | 実施概要 | <p>■再就職準備セミナー36人</p> <p>■起業家支援セミナー24人</p> <p>■就職に結びつきやすい資格取得講座を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簿記3級検定対策講座 26人のべ355人 ・簿記2級検定対策講座 14人のべ436人 ・介護事務講座 19人のべ227人 ・調剤薬局事務講座 40人のべ406人 ・宅建試験直前対策講座 30人のべ417人 ・パソコン講座エクセル16回コース12人のべ171人 ・パソコン講座ワード16回8人のべ100人 <p>■能力開発講座の充実を図り、女性の社会参画を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭再就職支援セミナー19人 ・コミュニケーションスキルアップ講座(3回コース)33人のべ74人 ・コミュニケーションスキルアップ講座(2回コース)24人のべ34人 ・コミュニケーションスキルアップ講座(2回コース)43人のべ66人 ・女性のエンパワーメント&キャリアアップセミナー(5回コースのうち3回)31人のべ48人 |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <p>・男女共同参画社会の実現に向けて、働きたい人が、性別に関わりなく就業できその能力が発揮できるために、より効果的なスキルや知識を得る講座内容の充実を図っていく。</p> <p>・長引く経済不況により、依然として雇用情勢は厳しい状況が続いていることから、関係機関と連携・協力し、雇用の安定と拡大を図るため、就職面接会及び求職者の就職活動に必要な知識やスキルの習得を目的としたセミナーや資格取得講座を開催していく。</p> |

| 具体的施策4 女性の起業・就業支援 | |
|-------------------|---|
| | <p>② 「起業家支援セミナー」の開催やマザーズサロンなどの関係機関との連携による就業に関する情報提供</p> <p>③ 就業機会が少ない障がい者・母子家庭の母等を継続して雇用した事業主への雇用奨励金や職業訓練受講料助成などの経済支援</p> |
| | <p>市民生活局</p> <p>経済振興局</p> |
| | <p>担当課</p> <p>男女共同参画センターはあもにい</p> <p>商業労政課</p> |
| 平成21年度実績 | <p>実施概要</p> <p>■再就職準備セミナーをハローワーク熊本マザーズサロンと共同開催。また、女性起業家の経験に学ぶセミナーを開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭再就職支援セミナー19人 ・再就職準備セミナー36人 ・起業家支援セミナー24人 <p>【4-①参照】</p> <p>■障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金 特に就職が困難な障がい者・母子家庭の母等を雇用した事業所に対して雇用奨励金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用奨励金の額 対象労働者1人につき月額4,000円（重度障がい者は6,000円） ・交付対象期間 国の特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の「支給対象となる期間」（最大12ヶ月） ・申請件数 74件（うち母子家庭の母等48件） ・交付額 1,812千円（うち母子家庭の母等1,116千円） <p>■職業訓練受講料助成 職業訓練センターの受講生のうち、国・県補助の対象でない就職者に対し、受講料の半額を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 職業安定所に求職中の者で、雇用保険の受給資格のない離職中の者 ・助成金の額 受講料の半額（同一年度内において1人1講座限り） ・申請件数 41件（うち女性23件） ・助成額 464千円（うち女性224千円） |
| 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携による講座を開催し、出産、子育て、介護などに直面しても、女性が意欲を持って起業・就業できることを支援していく。 ・長引く経済不況により、依然として雇用情勢は厳しい状況が続いていることから、今後も雇用奨励金交付による就労支援及び職業訓練受講料助成金交付による就業機会の拡大を図る。 |

| 具体的施策4 女性の起業・就業支援 | |
|-------------------|---|
| | <p>④ 「母子自立支援プログラムの策定」「母子家庭自立支援給付金の支給」など、母子家庭の母に対する就労支援</p> <p>⑤ 農林水産業における女性担い手の育成及び活動支援</p> |
| | <p>子ども未来局</p> <p>経済振興局</p> |
| | <p>子育て支援課</p> <p>農業政策課</p> |
| 平成21年度実績 | <p>実施概要</p> <p>■母子自立支援プログラム策定事業については、自立支援相談員とハローワークのコーディネーターが連携して相談から就職までを継続支援した。</p> <p>■母子家庭自立支援給付金事業については、自立支援教育訓練給付、高等技能訓練促進費給付について、就業につながるような講座の受講や、資格取得のための修学をより効果的に促進するため適正な給付を行った。</p> <p>■家族経営協定締結推進 農業においては、農業経営を効率的かつ安定的に改善していこうとする農業者を支援する「認定農業者制度」がある。その中で経営改善計画の達成に向けて、資金の借り入れや農地のあっせんなど様々な支援を受けることができる。家族経営協定を結び申請すれば、共同経営者の複数の者が認定農業者となり、経営の方針や一人ひとりの役割、就業条件など話し合いの場が増え、女性も意欲的に農業に取り組むことができる。地域座談会や研修会で広報活動を行い、熊本市認定農業者協議会女性の会の活動の中でも啓発を行い、締結推進を図る。 締結数 平成21年度 187件</p> <p>■熊本市認定農業者協議会女性の会の活動支援 女性農業者のセミナー開催や経営研修、視察研修などの活動を支援する。 女性の会設立 平成21年3月 会員数 77人 会場使用料やバス借り上げ料など市で負担</p> |
| 現状課題及び事業の方向性 | <p>・制度の周知を図り、適正な運用に努める。</p> <p>・農業就業人口の過半数を占め、本市農業振興を図る上で重要な担い手である女性農業者が、意欲を持って農業に取り組んでいくために、女性農業者の位置づけを明確にし、農業経営に積極的に参画できる環境を整備していく必要がある。そのため、女性が農業経営への参画促進に関する施策を推進し、経営管理能力の向上を図っていく。</p> |

| 具体的施策5 | | 女性のキャリアアップ支援 | |
|--------|--------------|---|--|
| | | ① 男女共同参画センターはあもにい（旧総合女性センター）における「キャリアアップセミナー」など女性の意欲と能力向上を図るための講座の開催 | ② 市におけるメンター制度の活用についての検討、ポジティブ・アクションの推進による女性のキャリア形成への支援 |
| | 担当課 | 市民生活局 男女共同参画センターはあもにい | 市民生活局 男女共生推進課 |
| | 実施概要 | <p>■能力開発及び資質向上を図るための講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションスキルアップ講座（3回コース）33人のべ74人、（2回コース）24人のべ34人、（2回コース）43人のべ66人 ・女性のエンパワーメント&キャリアアップセミナー（5回コースのうち3回）31人のべ48人 <p>【4-①参照】</p> | <p>■情報紙「はあもにい」の「くまもと輝き人」コーナーでロールモデルとなるような女性を紹介するなど情報提供を行なった。</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <p>・女性のキャリア形成を支援するために、女性自らの意欲を高めるとともに実践的なスキルが身につくよう講座内容の充実を図っていく。</p> | <p>・「男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年度）」ではポジティブ・アクションの用語の認知度は12.7%と低い状況である。</p> <p>・市職員に占める女性の割合は増加傾向にあり、男女共にその意欲と能力が発揮されるための人材育成や制度の構築、職場環境の向上が不可欠。</p> <p>・様々な啓発の機会を捉えて、ポジティブ・アクションや女性のキャリア形成支援に関する理解促進に取り組んでいく。</p> |

| 具体的施策5 | | 女性のキャリアアップ支援 | |
|--------------|------|---|--|
| | | ② 市におけるメンター制度の活用についての検討、ポジティブ・アクションの推進による女性のキャリア形成への支援 | ③ 女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取り組みを促すための情報提供 |
| | | 総務局 人事課 | 市民生活局 男女共生推進課 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | | |
| | 実施概要 | <p>■メンター制度の手法の一つとして新規採用職員に先輩職員を指導員として指定し、人材育成を図る職場指導員制度を実施した。</p> | <p>■情報紙「はあもにい」を、金融機関に対して窓口設置を依頼しているほか、市の機関を通して民間企業に配布した。</p> <p>■「男女共同参画社会実現に向けた企業実態調査」（従業員5人以上の市内企業対象：1,271社）の調査票の中に男女共同参画に関する用語の説明やポジティブ・アクションの取組み例を紹介、送付の際には啓発資料を同封するなど、啓発の機会としても活用した。</p> <p>■企業において出前講座を開催し、男女共同参画への理解促進を図った。</p> |
| 現状課題及び事業の方向性 | | <p>・職場指導員制度を実施していくとともに、引き続き検討していく。</p> | <p>・女性をはじめとする多様な人材の活躍は経済社会の活性化に寄与するものであり、今後も、地域の実情を踏まえながら女性が活躍できる職場環境整備に向けた働きかけに努める。</p> |

施策の方向性2 ～やすらぎのある社会～

男女がともに自分らしいバランスで仕事・家庭・地域に関わることができる環境づくりを進めます

| 成果指標 | 基準値（H20） | 目標値（H25） |
|---------------------|----------|----------|
| ワーク・ライフ・バランスの用語の認知度 | 12.8% | 50% |

| 具体的施策6 多様な働き方への理解を促す情報の提供 | |
|---------------------------|--|
| | <p>① ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催等による啓発及び情報の提供</p> |
| | <p>① ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催等による啓発及び情報の提供</p> |
| | <p>担当課</p> <p>市民生活局</p> <p>男女共同参画センターはあもにい</p> <p>経済振興局</p> <p>経営支援課</p> |
| 平成21年度実績 | <p>実施概要</p> <p>■男女ともに自分らしいバランスで仕事、家庭、地域に関わることができる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日米比較！子育てパパたちのパネルディスカッション（委託事業） 80人【2-③参照】 ・ワークライフバランスセミナー～完璧さを求めない欲ばりのススメ～（共催事業） 23人【12-④参照】 <p>■中小企業経営サポートプラザ</p> <p>中小企業経営者やこれから起業を目指す方々への支援を行うために、中小企業サポートプラザを開設している。ここでは、中小企業診断士を常駐させており、専門的な相談や情報提供等、総合的経営支援を行っている。</p> <p>■中小企業研修</p> <p>経済力の強化や人材育成を積極的に支援するため、市内中小企業を対象にしたセミナーやパソコン研修を実施している。</p> <p>平成21年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー 14本 ・パソコン研修 19本 |
| 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー等の開催を増やし、ワーク・ライフ・バランスの必要性やその意義について考え理解を深めるための啓発及び情報提供に取り組んでいく。 ・中小企業経営サポートプラザは、平成23年10月に「くまもと森都心プラザ」にビジネス支援センターとして拡充移転し、中小企業経営者や創業を志す方々に対し支援を実施していく。また、中小企業研修においては、平成23年度からパソコン研修を廃止し、新たに中小企業情報処理研修受講料補助金を創設する予定である。 |

| 具体的施策7 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進 | |
|--------------------------------|---|
| | <p>① 企業活動のメリットとなる先進的取り組み事例の紹介など、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供</p> <p>② 育児・介護休業法など関係法令の情報収集と周知</p> |
| | <p>市民生活局</p> <p>男女共生推進課</p> <p>市民生活局</p> <p>男女共生推進課</p> |
| 平成21年度実績 | <p>実施概要</p> <p>■情報紙「はあもにい」で、熊本県男女共同参画推進事業者表彰企業の取り組みを紹介、またワーク・ライフ・バランスに関する記事を掲載。市関係機関の窓口や金融機関窓口に設置したほか、市の機関を通じ民間企業にも配布した。</p> <p>■「男女共同参画社会実現に向けた企業実態調査」（従業員5人以上の市内企業対象：1,271社）において、設問中に育児・介護休業制度に関するものを設定し、その取り組みの具体例を記載することで、啓発を図った。また、調査票に育児介護休業法に関する資料を同封し、周知を図った。</p> |
| 現状課題及び事業の方向性 | <p>・「男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年度）」ではワーク・ライフ・バランスの用語の認知度が12.8%と低い結果となっているが、社会・経済の活性化に役立つものであるといった点について周知を図るためにも、企業の実情を踏まえつつ、積極的な情報提供に取り組むことが必要。</p> <p>・仕事と子育て等との両立や多様な働き方の普及を進めるため、法令や制度の周知・定着を図る。</p> |

| | | |
|---------------------------------------|--------------|---|
| 具体的施策7 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進 | | |
| | | ② 育児・介護休業法など関係法令の情報収集と周知 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 経済振興局 商業労政課 |
| | 実施概要 | <p>■財団法人21世紀職業財団の会員として情報収集に努めているとともに、熊本労働局と連携し、育児・介護休業法の周知を行っている。</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <p>・今後も情報収集に努めるとともに、関係機関と連携し周知を行う。</p> |

| 具体的施策8 子育てに関する支援 | | | |
|------------------|--------------|--|--|
| | | ① 「子ども手当」「乳幼児医療費の助成」など、子育て家族に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取り組み | ① 「子ども手当」「乳幼児医療費の助成」など、子育て家族に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取り組み |
| | 担当課 | 子ども未来局 子ども総合相談室 | 子ども未来局 子育て支援課 |
| 平成21年度実績 | 実施概要 | <p>■子ども総合相談室事業として、概ね18歳未満の子どもとその保護者などを対象に、育児、しつけ、不登校など子どもに関するあらゆる相談に応じるとともに、緊急性や専門性が高い相談については専門機関へつなぐ。</p> <p>【相談種別】</p> <p>①面接相談 89件 ②電話相談 998件 ③メール相談 157件</p> <p>・平成21年度は1,244人から1,261件の相談を受けた。相談の内訳は、学校関係284件、育児・しつけ187件、子育て関連情報138件、健康問題117件、問題行動・非行等94件、障害の疑いや発達関係73件、その他368件。</p> <p>■平成21年10月に夜間・休日等子ども総合相談室の閉庁時間帯の電話相談に対応する「こどもホットラインくまもと」を開設し、子どもに関する24時間年中無休の電話相談体制を整備した。</p> <p>・平成21年度相談件数は153件。相談の内訳は、学校関係24件、育児・しつけ6件、子育て関連情報3件、健康問題31件、問題行動・非行等4件、障害の疑いや発達関係2件、その他83件。</p> | <p>■「児童手当」については、家庭生活の安定及び次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るために小学校修了前までの児童の養育者へ手当を支給した。</p> <p>■「乳幼児医療費助成」については、乳幼児の健康保持と健全な育成を図るため、就学前の乳幼児の医療費の助成を行った。</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <p>・カード配布等広報啓発活動を行っているが、子ども自身からの相談件数が伸びない。配布対象を小学4年生～高校3年生まで拡大する等の取り組みを行う。</p> <p>・必要な人が利用しやすいような様々な手段（市政だより、広報番組等）で引き続き事業の周知を図る。</p> | <p>・制度の周知を図り、適正な運用に努める。</p> |

| 具体的施策8 子育てに関する支援 | |
|------------------|--|
| | ② 多様なニーズに対応した保育サービスの充実や待機児童解消に向けた取り組み |
| | 子ども未来局 保育幼稚園課 |
| 平成21年度実績 | <p>実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 平日保育サービス 平成20年度に新たに策定した保育所整備計画に基づき、受入枠拡大のための整備として、東部地区で増改築による整備を2ヶ所、南部地区で1ヶ所、老朽化・耐震化のための整備で1ヶ所整備を行った。 ■ 延長保育サービス 実施園 公立 18園 私立115園 ■ 一時預かり事業 実施園 公立19園 私立84園（内、助成11園） ■ 障がい児保育サービス 実施園 公立18園（中度20人、軽度60人） 私立60園（中度46人、軽度106人） ■ 児童デイサービス事業 実施園 公立3園 私立3園 ■ 保育所職員研修 保育所職員が子どもに関わる多くの課題に対応できるよう知識と技術を学び、より高い専門性を身に付けていくため、乳児保育研修会、障害児保育研修会等、18回職員研修を実施した。 ■ 保育サービス第三者評価の実施 実施園（累計） 公立10園（平成21年度は2園実施） ■ 認可外保育施設への指導及び支援 保育環境の充実と児童の処遇向上のため立入調査を実施（79施設） 園児賠償責任保険、職員研修費、児童や職員の健康診断費、医薬・衛生材料の購入経費及び調理担当職員の検便経費、防災設備や衛生管理を適切に行うための備品購入への支援を行った。（49施設） ■ 幼稚園就園奨励費補助 対象園 公立7園（対象人数39人） 私立61園（対象人数6,846人） |
| 現状課題及び事業の方向性 | ・多様化する保育ニーズに対応するため、保護者が利用しやすい環境づくりの推進に努める。また、待機児童及び保留児童のほか、潜在的な保育所入所希望者が多数存在すると予想されることから、その解消に向け、今後とも、保育所整備計画に基づき着実に保育所整備を行う。 |

| 具体的施策8 子育てに関する支援 | | |
|------------------|---|--|
| | ③ 児童育成クラブやファミリー・サポート・センターの運営などの子育て支援 | ③ 児童育成クラブやファミリー・サポート・センターの運営などの子育て支援 |
| | 子ども未来局 青少年育成課 | 子ども未来局 子育て支援課 |
| 平成21年度実績 | ■施設整備 児童育成クラブを利用する児童の増加に伴い、狭隘化した施設の分離増設を実施した。 ・専用施設建設による分離増設 6箇所 ・余裕教室利用による分離増設 1箇所 ■専任指導員制度 多様化する利用者のニーズに対応するため、児童への適切な指導とクラブの円滑な運営のリーダーとなる専任指導員の導入に向け、7クラブで試行的に実施し効果の検証を行った。 | ■ファミリーサポートセンター事業は地域において、子どもを預けたい人（依頼会員）と子どもを預かりたい人（協力会員）からなる会員組織により、地域の子育ての相互援助活動であり、ファミリーサポートセンター事務局で会員の登録、講習会、会員間の活動調整などを行っている。 平成21年度 会員数 3,645人 活動件数 4,990件 |
| 現状課題及び事業の方向性 | ・施設整備については、これまで実施してきた分離増設に加え、老朽化した施設やプレハブ賃貸物件の建替え等も視野に整備を進める。 ・大規模クラブを中心に専任指導員制度を本格的に実施し、運営面の充実を図る。 | ・病後児対応などの依頼会員のニーズの多様化に対応するため、資質の向上を図るとともに、これに応えられる協力会員の確保に努める。 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 具体的施策9 介護に関する支援 | |
| ① 施設・在宅介護など高齢者・障がいのある人に対する介護サービスの実施 | |
| | 健康福祉局 障がい保健福祉課 |
| 担当課 | |
| 平成21年度実績 | 実施概要 |
| | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>■児童デイサービス 通園による指導になじむ障がいのある児童を対象に、療育活動による日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応の訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 6カ所（おひさまクラブ、ちゅうりっぷクラブ、あひるさんくらぶ、ぺんぎんさんくらぶ、かもめさんくらぶ、ひまわりクラブ） ・自己負担額 世帯の市民税所得割額により算出 </div> <div style="width: 48%;"> <p>■重症心身障がい児（者）通園事業 在宅の重症心身障がい児（者）に通園の方法により、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導など必要な療育を行い、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促進し、併せて保護者等の家庭での療育技術を習得させることにより、在宅の重症心身障がい児（者）の福祉の増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 江津湖療育園発達医療センター（えづこランド） 定員数 5名 再春荘病院（なかよし広場） 定員数 5名（内熊本市枠2名） ※再春荘病院は熊本県の実施施設 ・1日の定員数 7名 </div> </div> |
| 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市障がい福祉計画に基づき、障がい児の療育のためのサービス量を計画的に確保していく。 ・この事業は、重症心身障がい児（者）が通所による訓練等を受けるとともに社会参加の機会である。 さらに、在宅の重症心身障がい児（者）を抱える家族のレスパイトの役割も果たしていることから、利用者のニーズに応じた事業拡大の必要性等を検討していく。 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 具体的施策9 介護に関する支援 | | | |
| ① 施設・在宅介護など高齢者・障がいのある人に対する介護サービスの実施 | | | |
| | 健康福祉局 障がい保健福祉課 | | |
| 担当課 | | | |
| 平成21年度実績 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ■障がい児等療育支援事業 家庭訪問、外来による療育相談指導、福祉サービス情報提供、総合的支援、保育園等の職員に対する療育相談指導などを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 江津湖療育園発達医療センター なでしこ園 三気の家 熊本県ひばり園 熊本県こども総合療育センター ・実績 在宅支援訪問療育指導事業 82件 在宅支援外来療育指導事業 2,768件 施設支援一般指導事業 57件 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ■夏休みの障がい児・家族支援事業 夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 熊本県立熊本養護学校 熊本大学教育学部附属特別支援学校 湖東幼稚園 セルブほほえみ 熊本県立熊本養護学校江津湖療育園分教室（重症心身障がい児のみ） ・1日の定員数 95名 </td> </tr> </table> | ■障がい児等療育支援事業 家庭訪問、外来による療育相談指導、福祉サービス情報提供、総合的支援、保育園等の職員に対する療育相談指導などを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 江津湖療育園発達医療センター なでしこ園 三気の家 熊本県ひばり園 熊本県こども総合療育センター ・実績 在宅支援訪問療育指導事業 82件 在宅支援外来療育指導事業 2,768件 施設支援一般指導事業 57件 | ■夏休みの障がい児・家族支援事業 夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 熊本県立熊本養護学校 熊本大学教育学部附属特別支援学校 湖東幼稚園 セルブほほえみ 熊本県立熊本養護学校江津湖療育園分教室（重症心身障がい児のみ） ・1日の定員数 95名 |
| ■障がい児等療育支援事業 家庭訪問、外来による療育相談指導、福祉サービス情報提供、総合的支援、保育園等の職員に対する療育相談指導などを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 江津湖療育園発達医療センター なでしこ園 三気の家 熊本県ひばり園 熊本県こども総合療育センター ・実績 在宅支援訪問療育指導事業 82件 在宅支援外来療育指導事業 2,768件 施設支援一般指導事業 57件 | ■夏休みの障がい児・家族支援事業 夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 熊本県立熊本養護学校 熊本大学教育学部附属特別支援学校 湖東幼稚園 セルブほほえみ 熊本県立熊本養護学校江津湖療育園分教室（重症心身障がい児のみ） ・1日の定員数 95名 | | |
| 現状課題及び事業の方向性 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 在宅の障がい者及び障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導や生活相談等が受けられるよう、障がい児が通う保育所や教育機関等への療育技術の指導等を行うとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図りながら、「障がい児等療育支援事業」の継続に努める。 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 今後、利用希望者が定員枠を超えるようならば、地理的なバランスにも配慮しながら実施箇所増設を検討する必要がある。 </td> </tr> </table> | 在宅の障がい者及び障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導や生活相談等が受けられるよう、障がい児が通う保育所や教育機関等への療育技術の指導等を行うとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図りながら、「障がい児等療育支援事業」の継続に努める。 | 今後、利用希望者が定員枠を超えるようならば、地理的なバランスにも配慮しながら実施箇所増設を検討する必要がある。 |
| 在宅の障がい者及び障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導や生活相談等が受けられるよう、障がい児が通う保育所や教育機関等への療育技術の指導等を行うとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図りながら、「障がい児等療育支援事業」の継続に努める。 | 今後、利用希望者が定員枠を超えるようならば、地理的なバランスにも配慮しながら実施箇所増設を検討する必要がある。 | | |

| 具体的施策⑨ | | 介護に関する支援 | |
|----------|--------------|--|--|
| | | ① 施設・在宅介護など高齢者・障がいのある人に対する介護サービスの実施 | ① 施設・在宅介護など高齢者・障がいのある人に対する介護サービスの実施 |
| 担当課 | | 健康福祉局 障がい保健福祉課 | 健康福祉局 高齢介護福祉課 |
| 平成21年度実績 | 実施概要 | <p>■居宅介護事業 日常生活を営むことが困難な重度の心身障がい児等がいる世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、適切な家事・介護などの障害福祉サービスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所 53ヶ所（うち、障がい児を「主たる対象者」とする事業所：51ヶ所） ・自己負担額 原則サービス利用料の1割。生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は無料で、市民税課税状況に応じて負担上限あり。 <p>■短期入所事業 保護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合等に、障がい児を一時的に施設で預かり、必要なサービスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所 指定事業所14ヶ所（うち、障がい児を「主たる対象者」としている事業者：7ヶ所） ・自己負担額 世帯の市民税所得割額によって算出 | <p>■介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上 高齢者の方たちが介護を必要とする状態になったとき、速やかに適切な介護サービスが利用できることが必要である。 そのためには、保険者である本市が関係団体・機関と連携を図りながら介護保険事業を円滑に運営し、制度の仕組みや手続きなどの広報・情報提供の充実等を図った。 また、要介護者等に真に必要な介護サービス、要介護者等の有する能力に応じた適切な介護サービスが提供されるよう、介護サービスの質の向上に努めた。</p> <p>■介護サービス基盤等の整備 高齢者の方たちが住み慣れた地域で最後まで安心して暮らすためには、介護が必要となる恐れのある状態から介護が必要となった状態を通して、適切なサービスが提供され、その時の状態に応じたサービスの選択ができることが重要である。 日常生活圏域に主眼を置いた地域の中で多様なサービス提供ができる介護サービス基盤等の整備を行った。</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | ・熊本市障がい福祉計画に基づき、障がい児の地域生活を支援するためのサービス量を計画的に確保していく。 | ・介護保険法第177条第1項に基づき、介護保険事業における保険給付の円滑な実施を確保することを目的として第4期（平成21年度～平成23年度）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しているが、保険給付や地域支援事業などにおいては、計画値を下回っているものがあるため、今後は、制度の仕組みやサービス内容等の広報などを更に積極的に取り組む必要がある。 |

| 具体的施策9 | | 介護に関する支援 | |
|----------|--------------|---|--|
| | | ② 民生委員や社会福祉協議会などとの連携による地域における介護支援の実施 | |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 健康福祉局 | |
| | | 高齢介護福祉課 | |
| | 実施概要 | <p>■地域ケアの推進</p> <p>高齢者の方たちが地域において尊厳を持って安心して暮らしていくことを支援するケア、在宅医療を柱として、要介護状態となってからの介護サービスの提供が、保健・福祉・医療・介護の専門職や地域団体、更にはボランティア等の地域の様々な資源を統合し、それぞれのサービス等の提供が切れ目なく包括的に行われる地域ケアの実現を目指し、それぞれの日常生活圏域で実現できるような仕組みづくりに取り組んでいる。</p> | |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <p>・地域ケア体制の推進に向けて、地域住民の自主的な取り組みやボランティア活動等の地域活動を支援し、関係団体・機関等との体制の構築に向けた連携の強化にしっかりと取り組む必要がある。</p> | |

| 具体的施策 10 家庭生活など仕事以外の生活への男性の参画支援 | | |
|---------------------------------|---|---|
| | ① 「男のライフセミナー」「親子料理教室」など家庭生活に関する講座の実施 | ① 「男のライフセミナー」「親子料理教室」など家庭生活に関する講座の実施 |
| | 担当課 市民生活局 男女共同参画センターはあもにい | 市民生活局 まちづくり交流室 |
| 平成21年度実績 | <p>■男のライフセミナー「おしゃれでイイ男宣言」17人【2-③参照】</p> <p>■家庭における男性や子どもの家事参加の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父と子の料理教室 50人14組 ・親子料理講座 26人12組 | <ul style="list-style-type: none"> ・親子でスイーツ 2館(2講座) 51人 ・親子で飾り巻き寿司作り・餃子作り 4館(4講座) 82人 ・親子でパン、お菓子、ケーキ作り 15館(15講座) 395人 ・男性料理 4館(7講座) 130人 ・パパピクス 1館(1講座) 7組15人 |
| 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・男性が家庭・地域へ参画する際役立つ講座を開催。家庭生活や地域生活における男女共同参画を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状としては、親子での講座は人気があり応募数が定員数を上回る。しかし、参加の殆どが母親で父親の参加は少ない。父親限定の親子料理教室も計画が必要と考える。また、男性を限定とした料理教室も人気のある講座ではあるが、30代、40代の参加が少ない。 ・事業の方向性としては、父親でも参加しやすい親子講座の企画や男女共同参画を推進する講座を考えていく。 |

| 具体的施策 10 家庭生活など仕事以外の生活への男性の参画支援 | | |
|---------------------------------|--------------|---|
| | | ② 「よかパパ宣言」などによる父親の子育て参画の推進 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 子ども未来局 子ども政策課 |
| | 実施概要 | <p>■よかパパ宣言応援プロジェクトとして、父親の子育ての推進や父親の子育てを社会全体で支援する意識の醸成を図るため、宣言大会やシンポジウムの開催や、よかパパ宣言応援プロジェクトホームページの活用によって、よかパパ宣言の周知に努める。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よかパパ宣言の周知 ・父親の子育ての推進 ・企業等への働きかけ <p>【平成21年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よかパパ宣言大会の開催 父親95名、企業15社からよかパパ宣言の応募があり、その中から選考により父親11名、企業5社に動植物園で宣言していただいた。内2名、1社を優秀者として決定。 ・子育てパパシンポジウムの開催 よかパパ宣言大会の優秀者の表彰式を実施するとともに、宣言大会の様子を記録した映像をシンポジウムの題材とし、パネリスト4名で父親の子育てについて考えた。 |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・父親自身の子育ての実践や父親の子育てを社会全体で支援する意識の醸成のため、イベントの実施内容について検討を加えていくとともに、ホームページの活用による効果的な情報発信に努め、他部署や他機関と連携し、効率的な啓発方法について検討していく必要がある。 ・社会全体で父親の子育てを支援する意識の醸成を図る。 ・家族の日・週間（11月の第3日曜日とその前後の各1週間）事業として展開していく。 |

施策の方向性3 ～やりがいのある社会～

個々の意見や能力が反映される地域社会を目指し、男女の地域への参画を進めます

| 成果指標 | 基準値 (H20) | 目標値 (H25) |
|--------------|-----------|-----------|
| 男女の地域活動への参加率 | 46.5% | 55% |

| 具体的施策1-1 地域における男女共同参画の推進 | | |
|-------------------------------------|--------------|-------------------|
| ① 男女共同参画地域推進員、まちづくりサポーターなどの人材の育成と活用 | | |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 市民生活局 地域づくり推進課 |
| | 実施概要 | 市民生活局 男女共生推進課 |
| | 現状課題及び事業の方向性 | |

■まちづくりサポーター
各まちづくり交流室が「環境」・「IT」・「文化・歴史」・「健康」・「次世代交流」等をテーマに、地域の実情に即した講座を開催して、受講修了者を「まちづくりサポーター」として登録し、地域活動の担い手として地域に繋いでいく。

- ・平成21年度 まちづくりサポーター登録者数 278人
- ・平成21年度 女性自治会長 34人(全体の4.7%)

■男女共同参画地域推進員
市民と市の連携・協働で男女共同参画のまちづくりを進めることを目的に、地域からの推薦を受けた方に地域推進員として2年間の研修を受講していただく。研修後は、1.各地域での啓発活動、2.男女共同参画の視点に立った「まちづくり」の推進、3.行政とのパイプ役としての活動等をお願いしている。

- ・平成21年度地域推進員数 63校区 225人
- ・研修5回 ①「地域活動における企画の方法」、②「寝たきりゼロの介護予防と心構え」、③「まちづくりは“5S”で保つ。防犯にも効く5Sの実践方法教えます!」、その他全体研修会、視察研修(各1回)を実施。

・各まちづくり交流室では、主体的な地域づくりを担う新たな人材の養成と活用が課題と認識し「まちづくりサポーター」養成講座を実施したが、今後はサポーターと地域を繋ぐコーディネートが重要である。
・校区自治協議会や自治会等と情報共有し、地域の特性や実情に沿ったまちづくり支援機能の充実を図り、新たな地域リーダーの育成や地域活動の活性化に繋げていく。

・意識の定着やより一層の地域への浸透が必要であり、研修内容の充実・改善を図るとともに、研修後のフォローアップに努める。

| 具体的施策 1-1 地域における男女共同参画の推進 | | | |
|---------------------------|--------------|---|---|
| | | ② 「女性学級」の開催など、公民館、児童館、地域コミュニティセンターなどの地域の拠点施設における男女共同参画に関する事業の展開 | ③ 地域における女性の参画にかかる好事例の情報提供 |
| | 担当課 | 市民生活局 地域づくり推進課 | 市民生活局 男女共生推進課 |
| 平成21年度実績 | 実施概要 | <p>事業については【2-④参照】。</p> <p>拠点施設整備については、下記のとおり。</p> <p>■地域コミュニティセンターの建設 概ね、小学校区毎に、地域づくりの活動拠点施設として地域コミュニティセンターを建設している。平成21年度は建設2ヶ所、設計2ヶ所</p> <p>■設計段階からの市民参加の推進 地域住民の意見を取り入れ、親しみやすく使いやすい施設建設を目指すため、住民参加型討論会を各4回開催した。(延べ参加者数73名、うち女性6名)</p> | <p>■男女共同参画地域推進員(【11-①参照】)研修における、「地域活動における企画の方法」「八代市日奈久おきん女会視察」、「まちづくりは“5S”で保つ。防犯にも効く5Sの実践方法教えます」の中で地域活動事例の提供を行った。</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画段階からワークショップを開催し、住民の意見・要望を取り入れた設計を行い、地域コミュニティセンターの建設を行った。 ・地域コミュニティセンター未設置校区への計画的な整備を行っていく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係課と連携し、地域での女性の参画に関する事例の情報収集に努めるとともに、様々な広報手段を活用した情報提供を図る必要がある。 |

| 具体的施策 1-1 地域における男女共同参画の推進 | | | |
|---------------------------|--------------|---|---|
| | | ④ プレイパーク事業などについての情報提供を行うことによる、男性の地域活動参加の促進 | ④ プレイパーク事業などについての情報提供を行うことによる、男性の地域活動参加の促進 |
| | 担当課 | 市民生活局 地域づくり推進課 | 子ども未来局 子ども政策課 |
| 平成21年度実績 | 実施概要 | <p>■校区自治協議会や町内自治会の先進的な取り組みや継続的な地域活動事例などを広報紙や研修会を通して情報提供し、男女の地域活動への参加を促した。</p> | <p>■エンゼル基金助成事業として、次代を担う子どもたちが、いきいきとたくましく、健やかに育つ環境づくりに資するため、子育て支援活動等を行う団体に対し、活動資金の一部を助成する。平成21年度からは、父親の子育てを推進する活動への助成枠を新たに設けた。</p> <p>【助成対象】</p> <p>①時代に即した子育て支援活動 ②就学前児童の健全育成を目的とした活動 ③障がいをもつ児童を支援する活動 ④ひとり親家庭及び両親のいない児童を支援する活動 ⑤父親の子育てを推進し、もって児童の健やかな成長に寄与する活動 ⑥その他、エンゼル基金運営委員会において、エンゼル基金助成にふさわしいと認めた活動</p> <p>【助成額】</p> <p>初年度5万円、次年度10万円（⑤は初年度10万円のみ） 平成21年度助成団体数は19団体。</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・全校区に校区自治協議会が設立され、その組織運営の機能向上、活動の活発化が望まれる。 ・町内自治会加入率の伸び悩みが見られ、加入PRの手段、方策に向けた新たな取り組みが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・父親の子育てを推進する活動に助成を開始したことに伴い新たな需要が掘り起こされた。また、当該事業はエンゼル基金の運用益を活用して実施しており、より効果的な活用についてさらに検討していく必要がある。 ・制度の周知に努めるとともに、助成団体の育成や活性化を図り、団体間のネットワーク化を推進する。 |

| 具体的施策 1 1 地域における男女共同参画の推進 | | |
|---------------------------|--------------|--|
| | | ④ プレイパーク事業などについての情報提供を行うことによる、男性の地域活動参加の促進 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 子ども未来局 青少年育成課 |
| | 実施概要 | <p>■プレイパークの開催にあたって、必要な遊び材料・工具の購入費を助成するとともに、プレイリーダーの養成・派遣を行った。 開催回数 22回 参加者数 3,297人</p> <p>■地域の開催実行委員会19団体で結成するプレイパークネットワーク会議熊本と情報交換、新規団体への情報提供及び協力などの連携強化を図り、プレイパークの拡充に努めた。</p> <p>■体験プレイパークや説明会を開催するなど、広報・啓発事業を行った。</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・プレイパークの新規開設を促進するとともに、既存のプレイパークが継続して開催されるよう支援・協力を行う。 ・プレイパークネットワーク会議熊本と協働での取り組みを促進する。 |

| 具体的施策12 男女共同参画センターはあもにい（旧総合女性センター）の機能充実 | | | |
|---|--------------|---|---|
| | | ① 「はあもにいフェスタ」「市民企画セミナー」の開催など、市民ニーズを捉えた意識啓発や社会参画支援のための事業の実施 | ② 男女共同参画社会を目指す団体等の活動支援及び情報提供 |
| | 担当課 | 市民生活局 男女共同参画センターはあもにい | 市民生活局 男女共同参画センターはあもにい |
| 平成21年度実績 | 実施概要 | <p>■くまもと男女共生フォーラム2009 ～絆 ここからはじまる新しい未来～ 講演会：「人生は一番じゃなくてもいい～生まれてきてくれてありがとう 家族の絆」講演 松野明美氏 聞き手 福島絵美氏 161人 映画上映：「幸せのちから」198人、「60歳のラブレター」331人 市民グループワークショップ等：24団体（31企画）によるワークショップ、体験、展示、バザー 1160人 その他：スタンプラリー、男女共同参画に関する図書の展示、リサイクル図書の配布等</p> <p>■市民グループ企画事業 3講座 ・「いま、女性にとって学びとは」 31人 ・「パパママと過ごす楽しい夏休み！」32人 ・「よりよいパートナーシップを築くために」 3回コース34人のべ62人</p> <p>*意識啓発事業については【2-③】、就労支援事業については【4-①】、共催事業は【12-④】に記載</p> | <p>市民の活動を支援し、ネットワーク化を進めるとともに、女性のエンパワメントのための支援を行っている。</p> <p>■市民グループ活動支援制度 発足して3年未満の市民グループの活動を支援するため、原則として2年間、活動場所の提供、印刷機の使用、メールボックスの提供、広報協力をを行っている。10団体</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <p>・男女共生フォーラムは、行政と市民（市民グループ）が、パートナーシップで作成し、啓発活動の場として成果を上げている。 今後も、小さな子どもから大人まで楽しめるイベントを開催し、男女共同参画への理解促進とセンター利用者の拡大を図る。 H22.4.1からのセンターの名称変更に伴い、イベント名も「男女共生フォーラム」から「はあもにいフェスタ」に変更することとした。 （22年度からは講座等の開催報告（概要・参加者の感想等）を、市のホームページに掲載している。）</p> | <p>・地域で活動する団体等の自主的活動の場、互いが連携・交流できる場としての機能を果たすことが求められている。</p> |

具体的施策12 男女共同参画センターはあもにい（旧総合女性センター）の機能充実

| | | | |
|----------|--------------|---|--|
| | | ③ 夫婦や家族・生き方などに関する相談の実施及び男女共同参画に関する情報の収集・提供 | ④ 地域団体、NPO、学校、事業者など様々な主体とのネットワークの構築を図る事業の実施 |
| | | 市民生活局 | 市民生活局 |
| 担当課 | | 男女共同参画センターはあもにい・（男女共生推進課） | 男女共同参画センターはあもにい |
| 平成21年度実績 | 実施概要 | <p>■総合相談室 家庭や地域、職場、心の問題等さまざまな問題を自己選択や自己決定により解決できるように、一般相談員、専門相談員を配置し、問題解決に向けた支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 相談員（2名/日）による生活上の問題全般に係る相談 火曜日～土曜日 10：00～16：00 但し、木曜日は20：00まで ・専門相談 臨床心理士による相談 第2・4火曜日 13：00～16：00 助産師による健康相談 第4水曜日 13：00～16：00 弁護士による法律相談 第2・4木曜日 13：00～16：00 ・DV相談 弁護士によるDV相談 第3木曜日 13：00～16：00 相談件数 2,907件(相談内容：「こころ・からだ」1,040件、「夫婦」473件、「家庭・家族」264件、「対人関係」229件 等) <p>■情報資料室 男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供を通じて、女性の社会参画や地域のネットワークづくりを支援。男女共同参画問題解決の糸口を提供している。 書籍在庫数 15471冊、ビデオ・DVD 372本 利用者数 3,585人</p> <p>■その他（男女共生推進課） 「女性のためのサポートハンドブック」（女性のライフイベントごとのに相談窓口・支援制度を紹介）を作成、男女共同参画センターはあもにい、総合支所、市民センター、保健福祉センター等で閲覧用に設置するほか、市のホームページにも掲載(A5版 500部)</p> | <p>男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発等のセミナー等を実施する中で、様々な主体との連携を図っている。</p> <p>■市民との協働で、「くまもと男女共生フォーラム2009 ～絆 ここからはじまる新しい未来～」を開催 講演会、映画上映、市民グループワークショップ等 1850人</p> <p>■市民グループ企画事業 3講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いま、女性にとって学びとは」31人 ・「パパママと過ごす楽しい夏休み！」32人 ・「よりよいパートナーシップを築くために」3回コース34人のべ62人 <p>【12-①参照】</p> <p>■NPO等各種団体との共催事業 7講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもへの暴行防止親子セミナー」21人 ・「子育て講座！完璧な親なんていない」8回コース14人のべ77人 ・「子育て講座！完璧な親なんていない」3回コース6人のべ16人 ・「ワークライフバランスセミナー～完璧を求めない欲ばりのススメ～」23人 ・「竹下小夜子講演会～性暴力の被害を見つめて～」40人 ・「信田さよ子講演会 母の愛は子どもを救えるのか～共依存、からめとる愛～」98人 ・「ビジネスに役立つ心理学講座」2回コース62人のべ89人 <p>■県弁護士会との共催で、「男女共同参画週間事業」を実施 講演会、女性の権利110番（法律相談）等</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談室における相談件数は、毎年2,000件を越える件数で推移している。平成20年度は2,195件であったが、21年度は2,907件と大きく増加した。 ・今後、相談業務の資の向上を図るとともに、窓口の周知にも努める。 ・情報資料室では、市民ニーズを捉えた図書の配置や購入に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民グループ・団体等の有する専門性や知識、柔軟性を活用し、市民の視点での事業展開を図る。 |

施策の方向性4 ～やさしさのある社会～

暴力（DV・セクハラ等）の根絶を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを支援します

| 成果指標 | 基準値（H20） | 目標値（H25） |
|------------------------|----------|----------|
| DV被害者が、第三者や相談機関に相談した割合 | 13.7% | 増加 |

| 具体的施策13 暴力（DV・セクハラ等）を許さない意識づくり | | |
|--------------------------------|---|---|
| | ① 啓発冊子、市政だより、市のホームページなど様々な媒体を使った啓発・広報の実施 | ① 啓発冊子、市政だより、市のホームページなど様々な媒体を使った啓発・広報の実施 |
| | 担当課 市民生活局 男女共生推進課 | 市民生活局 人権推進総室 |
| 平成21年度実績 | <p>■情報紙「はあもにい」に特集記事～DVのない社会をめざして～を掲載VOL. 60（21年10月発行）</p> <p>■「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（11月12日～25日）に花畑別館壁面に懸垂幕を掲示</p> <p>■「女性のためのサポートハンドブック」を作成、この中でDV・セクハラに関する相談窓口や支援の流れを紹介、市のホームページ上にも掲載</p> <p>■デートDVに関する啓発リーフレット（「これってもしかしたら デートDV？」）を作成</p> | <p>■人権啓発事業においてDV・セクハラなどを扱った啓発パネルの掲示、パンフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域人権フェア ・人権フェア ・人権・ふれあいフェスタ ・人権啓発セミナー <p>■市政だより「くらしの中の人権」コーナー連載</p> <p>■DVやセクハラをテーマとした視聴覚教材の貸し出し</p> |
| 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年度）」において、女性の3分の1以上、男性の6分の1以上が何らかのDV被害経験者であり、また「DV被害者が第三者や相談機関に相談した割合」が13.7%と低い状況であるとの結果が出ている。 ・DVやセクハラ等は男女共同参画社会の形成を阻害するものであり、今後も暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、相談窓口情報等の積極的な周知に努める。 ・また、若年層への予防啓発の重要性も指摘されていることを踏まえた事業展開も図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する人権問題として、暴力による人権侵害、特にDVやセクハラなどによる、性別に基づき心身ともに受ける差別的取り扱いをはじめとして、数多くの課題が残されている。 ・一人ひとりの意識づくりや様々な分野での男女共同参画の推進、社会環境の整備など男女共同参画社会の実現に向け、人権に関する正しい理解と意識の高揚を図り、熊本市人権教育・啓発基本計画に基づき人権教育・啓発事業を行なっていく。 |

| | |
|---|---|
| 具体的施策13 暴力（DV・セクハラ等）を許さない意識づくり | |
| ② 市民・事業者に対しての「DV防止セミナー」「人権講演会」など、DV防止、被害者支援に係る講座の実施 ③ 市民・事業者に対してのセクハラやデートDVに関する研修の実施 | |
| | 担当課 |
| | 市民生活局 男女共生推進課 |
| 平成21年度実績 | 実施概要 <ul style="list-style-type: none"> ■ 21年度2回DV防止セミナーを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会「DVに曝（さら）された子どもの評価と援助～アタッチメントの観点を中心に～」 講師 森田 展彰さん（筑波大学大学院人間総合科学研究科講師・精神科医） 参加者 104人 ・相談員研修「DV被害者への援助～トラウマによる影響の理解と心理的ケア～」 講師 講演会に同じ 参加者 28人 ・講演会「DVの実態と被害者への支援～弁護士として日々の活動から感じること～」 講師 可児 康則さん（弁護士） 参加者 63人 ・相談員研修「DV被害者に対する法的支援」 講師 講演会に同じ 参加者 36人 ■ セクハラやデートDVに関する理解を深めるため地域や学校職場等へ講師を派遣する出前講座を開催。 受講者数 1,052人 内訳 企業（5社 316人 テーマ：セクハラ）、専門学校・高校（3校 736人 テーマ：DV・デートDV） ■ 市職員向けのセクハラ防止研修を実施。 参加者 200人 |
| 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV防止セミナーの参加者は増加傾向にある。 ・継続的に取り組み、誰もが暴力を容認しない社会的認識の確立を目指す。さらに、相談員等関係者が被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応を取るための研修機会としても位置づける。 |

| | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 具体的施策13 暴力（DV・セクハラ等）を許さない意識づくり | | |
| | | ② 市民・事業者に対しての「DV防止セミナー」「人権講演会」など、DV防止、被害者支援に係る講座の実施 ③ 市民・事業者に対してのセクハラやデートDVに関する研修の実施 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 市民生活局 |
| | | 男女共同参画センターはあもにい |
| | 実施概要 | ■男女共同参画啓発事業 男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発等のセミナー等を実施している。 ・「DVのない社会をめざして～被害者支援と加害者プログラム～」(委託事業) 61人 【2-③参照】 ・竹下小夜子講演会～性暴力の被害を見つめて～(共催事業) 40人 【12-④参照】 |
| 現状課題及び事業の方向性 | ・民間団体の持つノウハウを活用するなど、関係機関団体と協力し開催していく。 | |

| 具体的施策 1 4 DV相談体制の強化と被害者の自立支援 | | | |
|------------------------------|--------------|---|--|
| | | <p>① 熊本市DV防止連絡会議及び熊本市市内DV防止ネットワーク会議などの設置による関係機関相互の連携</p> | <p>① 熊本市DV防止連絡会議及び熊本市市内DV防止ネットワーク会議などの設置による関係機関相互の連携</p> |
| | 担当課 | <p>市民生活局 男女共生推進課</p> | <p>市民生活局 市民課</p> |
| 平成21年度実績 | 実施概要 | <p>■DV防止連絡会議及び市内DV防止ネットワーク会議を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV防止連絡会議 熊本地方務局ほか29機関 ・市内DV防止ネットワーク会議 福祉総合相談室ほか23課（かい） | <p>■DV被害者から住民基本台帳法に基づく支援措置の申し出、受理を行った際に、会議構成関係課との情報の共有を図るため、関係課を案内する等の支援を行い、何度もご足労をかけないよう負担軽減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者支援申し出件数 66件 |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も情報の共有化と関係機関の連携による取り組みの充実・強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議構成関係課との情報の共有化と相互の連携を深める。 |

| 具体的施策 1.4 DV相談体制の強化と被害者の自立支援 | | |
|------------------------------|---|---|
| | ① 熊本市DV防止連絡会議及び熊本市市内DV防止ネットワーク会議などの設置による関係機関相互の連携 | ② 相談員の資質向上に向けた研修の実施及び相談窓口の周知 |
| | 健康福祉局 福祉総合相談室 | 市民生活局 男女共同参画センターはあもにい |
| 平成21年度実績 | <p>■DV被害者に対し県福祉総合相談所へ一時保護を行った。 ・平成21年度 5件</p> | <p>DV相談窓口については、市ホームページへの掲載、広報番組での紹介等機会を捉え周知に努めた。</p> <p>■総合相談室【12-③参照】 家庭や地域、職場、心の問題等さまざまな問題を自己選択や自己決定により解決できるように、一般相談員、専門相談員を配置し、問題解決に向けた支援を行っている。 DV関連相談件数 215件（内法律相談27件） ・一般相談 相談員（2名/日）による生活上の問題全般に係る相談 火曜日～土曜日 10：00～16：00 但し、木曜日は20：00まで ・DV相談 弁護士によるDV相談 第3木曜日 13：00～16：00</p> <p>■一般相談員研修 九州地区女性センター相談員研修会、熊本県女性相談業務研修会、事例検討（スーパービジョン）、施設見学、市民団体の活動内容及び紹介、自主研修等 16回</p> |
| 現状課題及び事業の方向性 | ・DV被害者保護のため引き続き県との関係機関と連携していく。 | ・DV被害の未然防止、被害者の安全確保、自立支援等を図り、引き続き市の関係部署やその他の関係機関と連携していく。 |

| 具体的施策 1 4 DV相談体制の強化と被害者の自立支援 | | |
|------------------------------|------------------------------|---|
| | ② 相談員の資質向上に向けた研修の実施及び相談窓口の周知 | ③ 住宅の確保・経済的支援など自立支援策の適切な対応 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 健康福祉局 福祉総合相談室 |
| | 実施概要 | <p>■研修への参加 女性相談業務研修会、DVセミナー、被害者支援と加害者プログラム、配偶者からの暴力被害者支援アドバイザーについて、女性の一時保護に関する関係機関連絡会議、DV被害者支援に関する相談員研修 等 15回</p> <p>■相談窓口の周知 「女性への暴力に関する相談」等啓発カードの配布 ・市の関係や出先機関、コンビニエンスストア、美容院、市医師会、薬剤師会、学校関係等 DV関連相談件数 703件</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <p>・DV相談の問題解決に向けた相談者への適切な対応と支援の充実に努める。</p> <p>■保護法に基づき適切な対応に努める。</p> |

| 具体的施策 1 4 DV相談体制の強化と被害者の自立支援 | | |
|------------------------------|--------------|---|
| | | ③ 住宅の確保・経済的支援など自立支援策の適切な対応 |
| | 担当課 | 子ども未来局 子育て支援課 |
| | | 都市建設局 住宅課 |
| 平成21年度実績 | 実施概要 | <p>■相談 DV被害者及び関係機関からの相談受付、関係機関への連絡</p> <p>■母子生活支援施設への入所 DV被害者の管外措置</p> <p>■DV被害者の単身での申し込み受け並びに公開抽選における優遇措置の実施 市営住宅の入居申込にあたり、条例で定める基準（一般世帯向け住宅申込資格）を満たす方で、DV被害者として裁判所の保護命令の決定を受けている方、または、婦人相談所長の一時保護の証明書を有するものについては、単身での申込を受けている。 また、同様の条件の方で子どもを扶養している方には抽選券を1枚追加し、当選確率を引き上げる優遇措置を行っている。</p> <p>・定期募集 年2回（6月、12月）</p> |
| | 現状課題及び事業の方向性 | <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募倍率が高いため、入居が難しい。 <p>（方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期募集については現状のまま継続するとともに、別に市営住宅の一部の目的外使用を検討する。 <p>・DV被害者を速やかに保護し、自立へ向けた援助を行うことに務める。 ・管内母子生活支援施設については、熊本市大江荘を平成23年度で廃止することに伴い、新たに民設民営で施設建設事業が進められている。</p> |

| 具体的施策 1 4 DV相談体制の強化と被害者の自立支援 | | |
|------------------------------|---|--|
| | ④ 民間シェルターへの財政的な支援 | ⑤ 配偶者暴力相談支援センターやDVに関する基本計画についての調査・研究 |
| | 担当課 | 市民生活局 男女共生推進課 |
| | 実施概要 | <p>■民間で緊急一時保護施設（シェルター）を運営するものに対して、家賃、光熱水費の2分の1、1団体50万円を限度として運営費を補助した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助団体 2団体 |
| 平成21年度実績 | | <p>■他都市の状況の把握を行なった。</p> <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター設置状況 13市(政令指定都市5市、中核市3市) ・DVに関する基本計画 25市町村(政令指定都市2市、中核市2市、その他19市) |
| 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間が運営する一時保護施設（民間シェルター）は、行政の一時保護施設を補完する重要な役割を担っているが、運営費やスタッフの不足等様々な課題に直面しており、引き続きその運営を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談件数は増加傾向にあり、被害者の早期発見、早期対応、相談支援体制の充実を図ることが喫緊の課題であるが、配偶者暴力相談支援センターの設置については、政令市移行を見据えた組織のあり方の中での検討事項と考える。 |

| 具体的施策15 生涯を通じ健康であるための支援 | | |
|-------------------------|---|---|
| | ① 児童・生徒の発達段階を踏まえた性の尊重に関する指導や教育の実施 | ② HIV/エイズを含む性感染症について、正しい知識普及や予防についての啓発 |
| | 教育委員会 健康教育課 | 健康福祉局 感染症対策課 |
| 平成21年度実績 | <p>■第1次研修会の開催（平成21年度 134名参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講話「性感染症の現状と今後の取り組みについて」 ・実践発表「性教育の取り組みの実際と課題」 ・説明「性教育の推進状況と授業づくりについて」 ・性教育授業づくりワークショップ <p>■第2次研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校授業研究会（平成21年度 山ノ内小学校 111人参加） ・中学校授業研究会（平成21年度 江南中学校 83人参加） | <p>■正しい知識の普及・啓発（実施回数、参加人数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校・専門学校への講師派遣事業（14回、3,179人） ・出前講座：中学・高校・専門学校・大学・一般（25回、4,307人） ・エイズキャンペーン：アンケート調査による若者の実態把握、ピアエデュケーション、啓発物配布（高校文化祭3校3日897人、大学学園祭2校2日529人） ・ピアエデュケーター育成 ・啓発ポスター及びオリジナルパンフレットの作製 ・ラジオ（3回）・テレビ（1回）での広報 ・ホームページ・携帯サイトによる情報発信 <p>■相談・検査体制の充実（21年実績） エイズ相談数：1,642件、HIV抗体検査数：1,522件</p> <p>■医療機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査陽性時、拠点病院の受診に同伴 <p>■推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市エイズ総合対策推進会議の開催（9月、3月） |
| 現状課題及び事業の方向性 | <p>・教職員に対する研修は、計画的に実施されているが、各学校において性教育のための時数の確保が難しい。今後とも、限られた授業時数の中で、指導案集等を活用しながら効果的な教育に取り組むとともに、学校保健委員会等を活用しながら、保護者や地域への啓発にも努めていく。</p> | <p>（現状課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HIV抗体検査数・エイズ相談数の減少と、HIV感染者・エイズ患者報告数の増加（事業の方向性） <p>継続実施する。</p> <p>特に、青少年に対する正しい知識の普及啓発と、検査・相談に関する広報活動を重点的に行う。</p> |

| 具体的施策15 生涯を通じ健康であるための支援 | | |
|-------------------------|--|--|
| | ③ 妊娠・出産に関する健診の充実や相談・指導・支援の実施 | ③ 妊娠・出産に関する健診の充実や相談・指導・支援の実施 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 健康福祉局 子ども未来局 |
| | | 各保健福祉センター 子育て支援課 |
| | 実施概要 | <p>■保健福祉センターにおいて妊産婦健康相談を実施しており、相談日（週1回）に来所されると、親子（母子）健康手帳の交付とともに妊娠・出産・育児の健康相談（保健・栄養・歯科）や無料の歯科健診、妊娠中から出産後に利用できる制度、乳児健康診査、予防接種の受け方などについての説明を行っている。</p> <p>■妊産婦健康相談での要支援妊産婦（若年妊産婦、多胎、未婚・外国人・社会的・経済的問題のある妊産婦等）について訪問・面接・電話等で個別支援を行っている。</p> <p>■妊婦と配偶者を対象に両親学級「もうすぐパパママ教室」を実施し、妊娠・出産・育児についての情報を得て育児が円滑に行われるように支援するとともに育児における配偶者の育児参加をすすめている。</p> |
| 現状課題及び事業の方向性 | <p>・妊娠中の異常の早期発見のために妊婦健康診査の受診率の向上を目指す。 そのため、親子（母子）健康手帳の交付時などにおいて、妊娠期の健康保持の重要性についての助言・指導を強化していく。</p> | <p>・妊娠中の異常の早期発見のために受診率の向上を目指す。</p> |

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| 具体的施策15 生涯を通じ健康であるための支援 | | |
| | | ④ 青壮年～中高年期の健康づくりのための、学習や検診、相談機会の提供 |
| 平成21年度実績 | 担当課 | 健康福祉局 |
| | | 各保健福祉センター・健康づくり推進室 |
| | 実施概要 | <p>■健康相談の実施 健康増進法に基づく事業として、熊本市の保健福祉センター及び総合支所において、生活習慣病予防や骨粗鬆症予防、貧血予防等の健康相談に対応している。 21年度実績 健康増進法に基づく健康相談 延580回 延6,699人 (内女性の健康相談 延88人)</p> <p>■健康教育 保健福祉センター及び総合支所において、地域の組織や学校、各種団体と連携して実施。 21年度実績 健康増進法に基づく健康教育 延383回 延11,057人</p> <p>■女性健康サポート事業 29歳女性に対し、各保健福祉センターで健康診査及び健康講話を2回シリーズで実施。 21年度実績 延60回 延1,006人</p> |
| 現状課題及び事業の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性健康サポート事業の検証より、若い女性へは、疾病の発見より生活習慣の改善のための動機付けが必要であり、今後は健康教育プログラムを広く地域へ提供することが大切。 ・女性特有のがん検診の受診率向上に向けて、検診の理解を図っていくことが大切。 | |